



# とこなめ商工会議所だより

2021.

# 12

常滑の元気の源となる商工会議所を目指して

<http://www.toko.or.jp/>  
mail:tokoname@toko.or.jp

常滑商工会議所

検索

第582号

令和3年12月15日発行



TOKONAME  
CHAMBER OF  
COMMERCE and  
INDUSTRY



がんばる企業を応援します ―商工会議所の事業を紹介―

研修会・セミナー / 人材確保事業 / 交流・ビジネスマッチング事業 / 労働保険事務代行業務 / 健康管理事業  
共済事業 / 表彰事業 / 事業資金の斡旋 / 経営安定化に備える / 信用情報サービス / IT・情報化支援  
施策普及 / 経営指導員による相談 / 専門家による個別相談 / 記帳継続指導/HP代行サービス

気になる事業がございましたらお気軽にお問合せ下さい。

## 常滑商工会議所調査特別委員会報告書について

常滑商工会議所 会頭 牧野克則

会員の皆様には、横領事件でたいへんご心配とご迷惑をおかけしましたことに、深くお詫びを申し上げます。このたび、第三者による調査特別委員会の報告が出されました。役員、職員一同、提言を真摯に受け止め、ロードマップを作成し、副会頭をリーダーに改革担当の職員を配置し、会議所改革に全力で取り組みます。会員の皆様には、これからもご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

## 常滑商工会議所調査特別委員会報告書（概要）

調査特別委員会 委員長 藤井敏夫

常滑商工会議所職員による業務上横領事件の発生を踏まえ、事件の全容解明と今後の改善対策について調査審議を行うため、商工会議所では、外部の有識者による調査特別委員会（以下、「委員会」という。）を設置した。この委員会では、委員会を数度にわたり開催されるとともに、各種調査が実施された。

その調査審議結果が委員会調査報告書としてまとめられ、去る11月11日に商工会議所に提出され、その後、常議員会、臨時総会において説明がなされた。

調査特別委員会調査報告書の概要は以下のとおりである。

### （１）委員会の実施状況

委員会は、元愛知県において商工会議所関係業務を担った経験を有する者、県内の商工会議所で専務として業務に携わった経験を有する者、国税局や税務署における関係事件調査の経験を有する税理士3名、法務に詳しい弁護士の6名により構成された。

委員会は計6回開催されるとともに、その間、税理士3名による経理書類の实地調査、商工会議所監事や元幹部職員に対する聞き取り調査、かつて不祥事が発生し、適切な改善が図られている他県商工会議所に対する聞き取り調査が実施された。

### （２）事件の概要及び発生の主な要因

横領は、令和元年度から3年度にかけて計155回にわたり行われており、その総額は、15,652,523円に及んでいた。その大部分は、保険会社から商工会議所に支払われた共済事業会計における取扱い手数料収入であり、商工会議所の銀行預金口座から勝手に現金化し、横領したものである。

この横領を許した大きな要因は、こうした現金処理など会計処理のやり方やその管理体制などにあると考えられる。また、商工会議所の事務事業に対しチェックする監査の体制にも不十分な面があると考えられる。

### （３）今後再発防止のために商工会議所が講ずるべき措置

今回のような事件を再発させないために、今後商工会議所が講ずるべき改善措置として、以下の具体的な改善策を講じる必要がある。

## ア 会計処理に関するルールの充実、整備

### ①的確な現金処理体制

- ・現金による支払いは原則行わない。現金の取扱いに関する確認の仕組みづくり

### ②事務局の管理体制の充実

- ・会計処理に関するチェック体制及びチェック方法の明確化
- ・銀行印、代表者印、金庫の鍵など重要物の管理責任者及び管理方法の明確化

### ③事務処理の手引きの作成

- ・会計処理にかかる規程の見直し及び規程類に基づく具体的な事務処理方法の詳細を記載した「事務処理の手引き」の作成

### ④諸規程類等に関する役職員への研修の充実

- ・役職員に対する研修によりルールの周知徹底を図る。

## イ 監査体制の強化

### ①幹事による内部監査の充実

- ・幹事による内部監査の頻度を高め、時間をかける等監事監査の充実を図る。
- ・幹事に対し、適正な監査が実施できるよう事務局は必要かつ十分な情報の提供を行う。

### ②外部監査制度の導入

- ・幹事による監査を会計処理の専門家が補強するため、会計や経理に関する外部専門家による定期的な外部監査制度を導入する。
- ・この外部専門家のチェックは、職員に対する教育効果も期待できる。

## ウ 組織一体となった運営の強化

今回の事件を踏まえ、今後商工会議所が一丸となって、改善・改革に取り組むことが求められるが、そのためには、役員間、役員・職員間、職員間の密接な連携が不可欠であり、そのためには、率直な意見交換など交流の機会を増やし、相互に十分な意思の疎通が図られる必要がある。

## エ 所管官庁との連携強化

商工会議所の事務事業の在り方について、幅広い視点を持つことに関し日常的に努める必要がある。そのためには、商工会議所を指導監督する立場にある国・愛知県・常滑市の所管部局と気軽に相談できる体制を構築しておく必要がある。

また、所管官庁においては商工会議所の事務事業が円滑に実施できるよう、適切な指導がなされることを期待する。

## (4) 結び

委員会として、公的（強制力のある）調査権限がない中、関係者のご協力のもと、事件の背景となった要因の分析、今後の改善措置について調査審議を行った。

商工会議所においては、提言にある様々な改善対策について順次具体化・実施されることを切望する。

こうした改善の取り組みを通して、商工会議所の体質の強化が図られることで地域の信頼を回復させるとともに、こうした事件を克服した経験を商工会議所の新たな資産づくりにつなげることを期待する。

## 第358回常議員会 第11回臨時議員総会 開催

11月29日(月)10時より、常滑商工会議所大会議室において、第358回常議員会及び第11回臨時議員総会を開催しました。

総会では、冒頭に牧野会頭より挨拶があり、その後、議事が審議され、以下の議案すべてが承認可決されました。

### 【牧野会頭挨拶】

今年決算の際に発生しました横領事件について、第三者による調査特別委員会を設立し、時間をかけて精査をしてまいりました。本日は調査特別委員会の調査の結果を皆様に正式にご報告させていただきます。商工会議所としてその報告に基づいて、真摯に受け止め商工会議所の改革に取り組んでいきたいと思ひます。誠心誠意取り組むことにより地域の信頼を回復してまいりたいと思ひます。今後皆様方に置かれましては、ご理解とご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

【議 事】 議案第1号 調査特別委員会報告書について <承認される>

【報告事項】 横領金回収状況について



## 常滑商工会議所 令和4年新年賀詞交歓会のご案内

常滑商工会議所では、会員・関係団体・官公庁の方々相互交流と親睦を図り、相互の連携を深めるために新年賀詞交歓会を開催しております。会員相互の名刺交換や異業種交流の場として、是非ご参加下さい。

日 時 令和4年1月7日(金) 15:30 受付開始 16:00 開会

会 場 イオンモール常滑2階 イオンホール 〒479-0882 愛知県常滑市りんくう町2丁目20番3

参 加 費 無料

定 員 先着80名

申込方法 QRコード(常滑商工会議所HP)から申し込みをお願いします。

●定員に達しだい締切とさせていただきます。その際にはご連絡をいたします。

申込期日 令和4年12月24日(金)

【問合せ】 常滑商工会議所 総務課 TEL 0569-34-3200 FAX 0569-34-3223



## 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金について

|          |      |                      |
|----------|------|----------------------|
| ◇申 請 期 間 | 10月分 | 2021年11月1日～2022年1月7日 |
|----------|------|----------------------|

・4月分/5月分/6月分/7月分/8月分/9月分の申請受付は終了しています。

|            |       |                                                     |
|------------|-------|-----------------------------------------------------|
| ◇給付の対象について | ポイント1 | 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること。 |
|            | ポイント2 | 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少                |

|        |       |        |        |        |
|--------|-------|--------|--------|--------|
| ◇給 付 額 | 中小法人等 | 上限20万円 | 個人事業者等 | 上限10万円 |
|--------|-------|--------|--------|--------|

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| ◇事前確認受付期間 | 10月分 | 12/28まで |
|-----------|------|---------|

【問合せ】 月次支援金事務局 TEL 0120-211-240 ※詳細は右QRよりご確認ください。



## 愛知県中小企業者等応援金【一般枠】(10月分)について

|          |      |                       |
|----------|------|-----------------------|
| ◇申 請 期 間 | 10月分 | 2021年12月7日～2022年1月14日 |
|----------|------|-----------------------|

※4～9月分の申請受付は終了していますが、申請を行えなかった事業者を対象に特例申請も受け付けています(～2022/1/14まで)

|            |       |                                                                      |
|------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| ◇給付の対象について | ポイント1 | 営業時間短縮要請を受けて時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある、又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた方 |
|            | ポイント2 | 2021年の10月の売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少                          |

|        |       |        |        |         |
|--------|-------|--------|--------|---------|
| ◇給 付 額 | 中小法人等 | 上限15万円 | 個人事業者等 | 上限7.5万円 |
|--------|-------|--------|--------|---------|

【問合せ】 応援金コールセンター 0120-100-476 ※詳細は右QRよりご確認ください。





## 2022年度「あいち中小企業応援ファンド助成事業 新事業展開応援助成金(地場産業枠・農商工連携枠)」の申請企業を募集

愛知県では、中小企業者等が行う地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大などの新事業展開を支援しています。

|             |                                         |                                                           |
|-------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (1) 募集期間    | 2021年12月13日(月)から2022年1月21日(金)まで         |                                                           |
| (2) 募集対象の事業 | 地場産業枠                                   | 主要地場産業に関する県内の地域資源を活用した新事業展開のための事業                         |
|             | 農商工連携枠                                  | 県内の地域資源の農林水産物を活用して、あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う次の事業 |
| (3) 詳細      | 本助成金の助成額や助成率、制度の詳細については、右QRコードをご確認ください。 |                                                           |



【問合せ】 (公財) あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ TEL: 052-715-3074

## 出向・再就職は産業雇用安定センターにご相談ください！

公益財団法人 産業雇用安定センターは、1985年に労働省、日経連、産業団体などが協力して失業なき労働移動を支援する公的機関として設立されました。以来30年以上にわたり、全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける「人材の橋渡し」の業務を無料で実施しています。現在、人材送出国・移籍の成立に結び付ける「人材の橋渡し」の業務を無料で実施しています。現在、人材送出国・移籍の成立に結び付ける「人材の橋渡し」の業務を無料で実施しています。

【問合せ】 公益財団法人 産業雇用安定センター 愛知事務所 <http://www.sangyokoyo.or.jp>

産業雇用 🔍



## 新たな資金調達方法 クラウドファンディング 仲介事業のご紹介

「クラウドファンディング」とは、インターネット上にプロジェクトを掲載し、当該プロジェクトの実施に協力したい人々や企業から支援金を提供してもらう資金調達の方法を指します。目標金額に達成した場合、支援者に向けてリターン(ふるさと納税でいう返礼品にあたるお礼)をすることで資金調達します。

本事業では、参画する商工会議所の会員事業者等が実施するクラウドファンディングについて、資金調達成功時の手数料が2%軽減されます。

案件の性質ごとに、サービス名と手数料が異なります。現時点では、本事業で利用できるサービス名と手数料は下記のとおりです。

| サービス名       | 対象プロジェクト                            | 手数料                           |
|-------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| CAMPFIRE    | 対象：下記を除く通常プロジェクト。                   | 手数料：17% (通常) → 15% (本事業での割引後) |
| GoodMorning | 対象：社会問題の解決に資するとCAMPFIRE社が判断したプロジェクト | 手数料：9% (通常) → 7% (本事業での割引後)   |

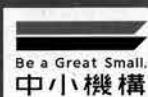
※プロジェクトが失敗した場合には支援金は振り込まれず、手数料も発生しません。なお、通常のクラウドファンディング実施時と同様、CAMPFIRE社の専任スタッフがプロジェクトに関する相談対応を行います。

※クラウドファンディングによる支援金の募集は、資金の調達を確約できるものではありませんのでご注意ください。

新たなプロジェクトを始めたいが、資金調達にお悩みの事業者様がお見えでしたら、この機会にクラウドファンディングを是非ご活用ください。

【問合せ】 常滑商工会議所 松野 TEL: 0569-34-3200

ECに取り組みたい全国の中小企業・小規模事業者の皆様へ！



出品料無料

\*審査があります

# モール活用型 ECマーケティング支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大により、業績に影響を受けている中小企業・小規模事業者を対象に、ECを活用した販路開拓に必要な知見や実践経験を獲得し、自社の販売拡大につながる自立を目指した支援を実施します。つきましては国内3モール、越境3モールの特設ページへ出品する中小企業・小規模事業者を募集します。※対象商品については募集サイトにてご確認ください（裏面にリンク先がございました）。

## 国内出品モール（3モールすべて）



## 越境出品モール（いずれか1モール）



7/19から10/19までの3か月間で89社が国内モールに出品しました。引き続き、10月中旬より国内モールに185社が出品を開始しております。今後、越境モールに72社の出品が決定しています！

## 少ない費用で出品が可能！

中小機構が下記を負担します

- ・モール月額使用料
- ・アフィリエイト原資
- ・商品ページ制作費用
- ・商品紹介文の翻訳（越境の場合）
- ・商品画像加工費
- ・受発注、出荷管理
- ・カスタマーサポート費用
- ・各種プロモーション費用
- ・その他運営費用全般



## 越境モールにも安心して出品

決済は、日本円による国内精算となります。また、国内倉庫に商品を納品していただければ、購入者（お客様）への国際発送は事務局と指定の事業者が行います。



- \* 出品モールにより売上金額に応じた手数料がかかります。
- \* 送付先が遠隔地の場合送料の一部をご負担いただく場合があります。

## 充実のサポート体制！！



出品には審査を行いますが、出品事業者とモール側との商談は不要です。受注管理、購入者様およびモール側との窓口、出品準備から出品中のサイト運営はすべて事務局が行います。またECに関する各種オンラインセミナーに無料でご参加いただけるほか、専門家によるオンライン個別相談などの支援メニューもございます。

詳しい応募方法はこちら

モール活用型ECマーケティング支援事業

検索

<https://ecmall.smrj.go.jp/>



## 「ひとり親」の就労をご支援ください

母子家庭の母等や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆様には、助成金制度や、母子・父子福祉団体等への業務外注を活用し、ひとり親就労についてご支援いただきますようお願いいたします。

### <ひとり親の雇用促進について>

#### 支援するメリット

- ・就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子供の成長を育み、社会に貢献できます。
- ・ひとり親を雇用する事業主は、下記の助成金を活用できる場合があります。

#### ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金

助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

##### ■特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

|          | 中小企業 | 中小企業以外 |
|----------|------|--------|
| 短時間労働者以外 | 60万円 | 50万円   |
| 短時間労働者   | 40万円 | 30万円   |

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

##### ■トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3ヵ月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

##### ■キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

### <母子・父子福祉団体等への業務発注について>

#### 支援するメリット

- ・地元の母子・父子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ・ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献できます。

#### 母子・父子福祉団体等で行っている事業の例

全国の母子・父子福祉団体等が行う事業の例です。各団体が実施している事業内容や受注できる事業には、各都道府県・指定都市にある母子・父子福祉団体にご確認ください。

|                    |                                                                                                                    |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 育児・子育て関連           | 託児サービス/親子のふれあい交流/児童の訪問援助                                                                                           |
| 講習会・セミナー・相談会の運営・開催 | パソコン教室の運営・講習会/地域の学習教室                                                                                              |
| 店舗・自動販売機の設置        | 自動販売機の設置/売店の管理運営/カフェの運営                                                                                            |
| 施設の運営管理            | 清掃/職員寮などの管理/児童館の運営管理                                                                                               |
| 地域の安心確保            | 地域の見守り/市民共同型の自転車利用適正化事業                                                                                            |
| 事務委託               | 資料・パンフレットなどの封入・配送/会議の議事録作成                                                                                         |
| 地方自治体からの受託による事業    | 母子家庭等就業・自立支援センターの運営<br>日常生活支援事業の実施/自立支援プログラムの策定<br>母子生活支援施設の運営/母子福祉センターの管理運営<br>母子家庭等就業支援講習会の実施/在宅就業支援<br>面会交流支援など |



## 「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されます

2022年1月1日スタート

### 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
- これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額の30日分または50日分の一時金を受給することができるようになります）。

### 雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。

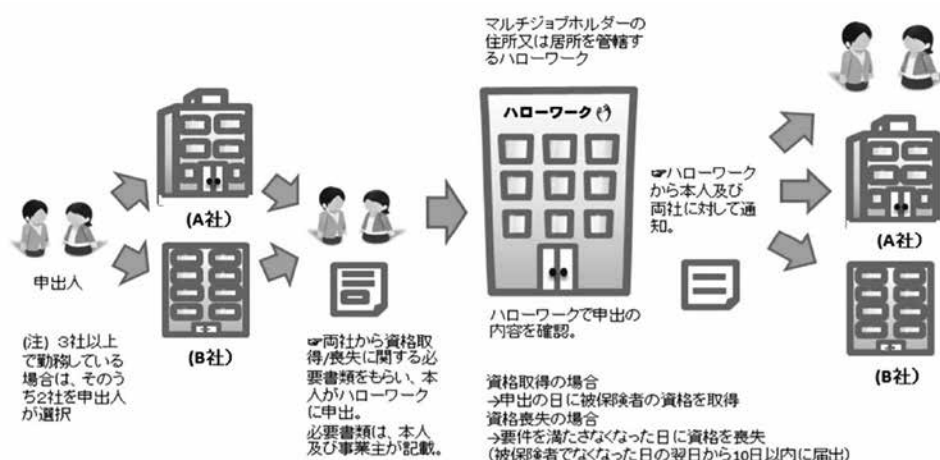
加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上あること

### 基本的な手続きの流れ

通常、雇用保険の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

事業主の皆様は、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりません。



雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」の申請パンフレットをご覧ください。お近くのハローワークにご相談ください。

### 雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレット」をご覧ください。  
お近くのハローワークにご相談ください。

〇〇労働局 公共職業安定所 管轄区域 検索



## 電子帳簿保存法が改正されました

令和3年度税制改正で電子帳簿保存法の改正等が行われました。

全ての事業者に対して、令和4年1月1日以後に行われる電子取引にかかる電磁的記録の保存が課せられます。請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。電子データの出力書面等による保存措置は廃止されます。



### Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. いいえ、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいてデータのまま保存することが必要です。

注意点：従来のようにやりとりしたデータを紙出力した書面のみを保存する方法は認められておらず、やりとりした電子取引データ自体を要件を満たして保存する必要があります。

### 【電子帳簿保存法とは？】

各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

### 【電子取引とは？】

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。具体的にはインターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

### 【保存すべき電子データとは？】

書面でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データについて保存が必要です。受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

具体例：取引先から電子メールやクラウドサービスで受け取った契約書・見積書等。インターネットショッピングサイトで、カード払いで事務用品等を購入したときにサイト画面に表示される請求書・領収書等

### 【電子データの保存要件とは？】

①改ざん防止のための措置 タイムスタンプ付与、データ訂正削除の履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムの利用のほか、「改ざん防止のための事務処理規定」を定めることで対応できます。

システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止のための事務処理規定」については国税庁ホームページでサンプルを公表しています。

②検索機能の確保 専用システムの導入のほか、以下のいずれかの方法でも検索機能を確保していることとなります。

- ・日付・金額・取引先で検索できるよう表計算ソフト等で索引簿を作成する方法
- ・データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し検索機能が活用できるようにする方法

イメージ図

| 連番  | 日付       | 金額     | 取引先    | 備考  |
|-----|----------|--------|--------|-----|
| 1   | 20210131 | 110000 | 株霞商店   | 請求書 |
| 2   | 20210210 | 330000 | 国税工務店株 | 注文書 |
| 3   | 20210228 | 330000 | 国税工務店株 | 領収書 |
| ... | ...      | ...    | ...    | ... |
| 49  | 20211217 | 220000 | 株霞商店   | 請求書 |
| 50  | 20211227 | 55000  | 国税工務店株 | 領収書 |

20210131\_110000\_(株)霞商店.pdf  
 20210210\_330000\_国税工務店(株).msg  
 20210228\_330000\_国税工務店(株).pdf  
 20211217\_220000\_(株)霞商店.msg

③見読可能装置の備付け ディスプレイ・プリンタ等が必要です。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載されています。

詳しくはこちら **国税庁 電子帳簿保存法**



国税庁

## 日本商工会議所 LOBO調査 早期景気観測 令和3年11月調査結果

○調査期間：2021年11月12日～18日

○調査対象：全国337商工会議所の会員 2,626企業

### 【全国の概況】

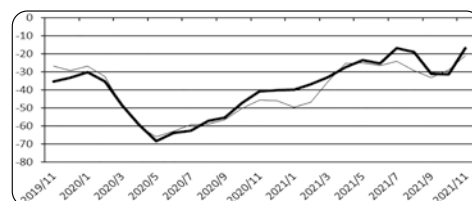
全産業合計の業況DIは、▲21.1(前月比+7.8ポイント)  
全業種において業況は改善。時短要請や活動制限の緩和に伴い、客足が戻りつつある外食・観光関連のサービス業や、民間工事が持ち直しつつある建設業などで業況改善の動きがみられる。一方で、製造業、卸売業を中心に、半導体不足や部品供給制約による生産活動への影響が継続している。幅広い業種で、鉄鋼などの原材料費や原油価格を含む資源価格の上昇などのコスト増加が続いており、中小企業の景況感はコロナ禍からの回復に向けた動きがみられるものの、力強さを欠く。

先行き見通しDIは、▲17.5(今月比+3.6ポイント)

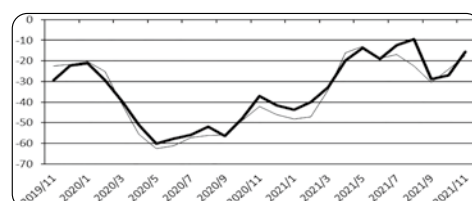
感染対策と社会経済活動の両立に向けた国・自治体の動きの加速による、年末年始の商戦を契機とした個人消費拡大や、国内の観光需要回復などへの期待感がうかがえる。一方で、半導体不足や部品供給制約の長期化、資源価格の高騰、円安の進行、原材料費上昇分の価格転嫁の遅れなど、コスト上昇圧力が重荷となり、中小企業においては、先行きへの慎重な姿勢が続く。

### 【東海ブロック別全産業DI(前年同月比)の推移】 (——東海 ——全国)

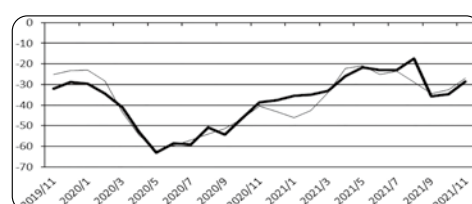
#### ●業況



#### ●売上



#### ●採算



## 事業承継個別相談会のご案内

近年、経営者の高齢化や後継者不足から、企業の事業承継問題が取りざたされています。

しかし、「漠然とした意識はあるけれど何から取り掛かれば良いか分からない」、「相談したいが誰に相談すれば良いか分からない」という経営者の方もいらっしゃるかと存じます。

そこで弊所に愛知県事業承継引継ぎ支援センターから、専門家をお招きします。

事業承継に関するお悩みを解決する第一歩として本個別相談会を是非ご利用ください。

### 【講師】

愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

石黒 晃 (税理士・中小企業診断士)

### 【事業承継個別相談会】

| 日にち       | 時間          | 場所               |
|-----------|-------------|------------------|
| 12月17日(金) | 10:00～12:00 | 常滑商工会議所<br>1F相談室 |
| 1月14日(金)  | 13:30～15:30 |                  |
|           | 15:30～17:30 |                  |

### 【申込み方法】

電話でのご予約 TEL 0569-34-3200

常滑商工会議所 担当 松野まで

## 夢に挑戦!めざせ起業家!! 起業家支援セミナー 創業塾 受講生募集

◆立志編 1/15(土) 9:30～17:00

これから独立開業を目指す方

◆実践編 ①1/22(土) ②1/29(土)

③2/5(土) 全3回 10:00～17:00

企業の勉強や準備を重ねてこられた方や、まもなく開業される方、開業5年未満の起業されている方々

【会場】 半田商工会議所3階会議室

【受講料】 立志編1,000円、実践編3,000円、  
立志編&実践編 4,000円

【締切】 2021年12月31日(金)

【申込み・問合せ】

半田商工会議所 TEL 0569-21-0311

## 愛知県特定最低賃金が改定されました

愛知県では、令和3年12月16日から3業種の特定最低賃金額が改定されました。最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。(参考:愛知県最低賃金は10月1日より時間額955円です。)

| 特定最低賃金名    | 最低賃金金額(1時間) |
|------------|-------------|
| 製鉄業        | 996円        |
| はん用機械器具    | 968円        |
| 輸送用機械器具製造業 | 976円        |

【問合せ】半田労働基準監督署 TEL 0569-21-1030

## ブランディングセミナー開催

10月13日(水)当所にてブランディングセミナーを開催し、9事業所が参加しました。講師に「Branding Doctors®」村田匡一郎代表をお招きし、①「ブランド」って何だろう? ②「らしさ」を明確にする中身づくり③「伝える」ための効果的な外身づくりをテーマに講義をいただきました。

自社のもつ価値と顧客の感じる価値が合致していることが理想的なブランドであること、らしさを明確にするためには中身づくりが非常に重要であること、伝えるためには共通認識「らしさ」で伝えることが効果的であること、など大切なポイントに絞ってお話しいただきました。参加者からは、「具体的で分かりやすかった」「自社の強みや志について自身でじっくり考えたい」といった感想をいただきました。その後、別日程で個別支援希望事業者を訪問し、現場を見せてもらいながらより具体的なアドバイスをいただきました。「今後の打開策を思ってもいなかった切り口から新たな発想を頂き感謝しています」「さっそく行動に移しています」という言葉をいただいております。

今後も引き続きブランディングに関するセミナーや個別支援を企画します。是非ご参加ください。



## 創業支援セミナー開催

12月11日(土)当所にて常滑商工会議所、常滑市、愛知県信用保証協会と共催で「創業支援セミナー」を開催しました。今後創業を予定されている9名の受講者に参加いただきました。講師の佐藤創税理士には創業の基礎知識とビジネスプランの立て方について説明していただき、(株)CLAPSの谷内裕香代表取締役には失敗談を交えた創業ストーリー、創業者に向けたアドバイスなどをお話しいただきました。セミナー後には日本政策金融公庫や保証協会の担当者と、創業融資等の個別相談会も実施。みなさん積極的にご参加いただき、有意義なセミナーとすることができました。

当所では創業に関して積極的にご支援をしております。定期的な専門家個別相談会も開催しております。ぜひお近くに創業をお考えの方などおられましたら、ぜひご案内ください。



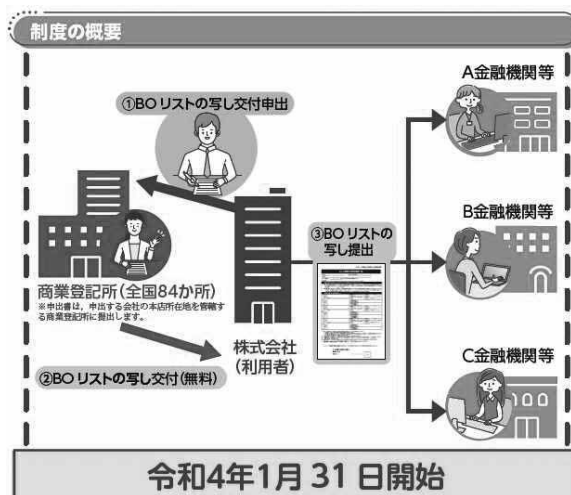
## 名古屋法務局からのお知らせ 実質的支配者リスト制度

株式会社(特例有限会社を含む。)の申出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者(BO)リスト(その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面)について、所定の添付書面により内容を確認して、その保管及び写しの発行を行う制度が始まります。

【問合せ】 名古屋法務局法人登記部門 TEL 052-952-8111

【詳しくは法務省のホームページへ】

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)





## 会員事業主の皆様へ 令和3年度 永年勤続・優良従業員表彰及び産業功労者表彰候補者の募集

常滑商工会議所では、地区内における産業従業者としてその職務に精励し、他の模範となるべき者を表彰する『永年勤続・優良従業員表彰』及び地域内における産業経済、地域社会の総合的な発展に貢献し、社会福祉の増進、学術、技芸、文化の向上に寄与した者に対して表彰する『産業功労者表彰』を開催いたします。次の表彰基準に基づきご推薦下さるようご案内いたします。

### 1. 表彰基準

#### 【1】『永年勤続・優良従業員表彰』

イ. 本商工会議所の会員事業所及び会員たる団体の従業員であって、同一事業所に永年勤続し、品行方正、志操堅固、忠実勤務で他の模範となる者とする。

ロ. 永年勤続者表彰は次のとおりとする。

令和4年2月1日現在 勤続満10年以上・20年以上・30年以上・40年以上・50年以上

注) 1. 市が実施している優良従業員表彰とは異なります。

2. 本店・支店間の勤務異動、企業の合併などの場合、その勤続年数は通算されます。

#### 【2】『産業功労者表彰』

この表彰は次の区分により表彰する。

イ. 本会議所の地区内における個人、法人又は団体等で地方産業経済の振興発展に功労のあった者。

ロ. 学術、技芸、発明、考案改良及び文化の向上、社会福祉の増進に貢献し、その業績顕著な者。

**2. 表彰方法** 表彰は、その者の所属する団体及び事業主、部会長からの申請に基づき、当所常議員会において慎重に選考のうえ決定されます。表彰状及び記念品(副賞)を贈呈することとし、常滑商工会議所会頭が事業所にて表彰いたします。詳細については、後日あらためて案内させていただきます。

**3. 申込方法** ・申込書類 推薦書(当所にご連絡ください。FAX送信致します。)  
・事業主負担金 記念品(副賞)については、当所で統一した物を出しますので、『永年勤続・優良従業員表彰』のみ推薦者1人につき4,000円のご負担をお願いしたく、推薦書の提出と同時に  
・申込締切期限 令和4年1月31日(月)

【申込・問合せ】 常滑商工会議所 総務課 TEL 0569-34-3200 FAX 0569-34-3223

## 第160回 日商簿記検定試験の募集

**試験日** 2月27日(日) **会場** 常滑商工会議所2F大会議室

**受験料(税込)** 2級:4,720円 3級:2,850円 ※別途660円のネット受付事務手数料がかかります。

**申込み** 募集期間:2022年1月11日~1月31日 申込方法:常滑商工会議所ホームページ<http://www.toko.or.jp/>

※窓口申込の受付は行っておりません。インターネット申込みは下記のメリットがあり、大変便利です。

★時間を気にせず申し込める! ★カード決済・コンビニ決済が利用できる! ★合格証を郵送で受け取れる!

★各科目の点数がネットで確認できる! 皆様のお申込みお待ちしております。

【問合せ】 常滑商工会議所 担当:坂本 TEL 0569-34-3200

## 「TOKONAME BRAND」セット商品の冬の特別キャンペーンを開催します!

1周年企画で販売を開始した「日本の朝食セット」と「夜のおつまみセット」の冬の特別キャンペーンを開催します。この機会にぜひ買い求め下さい。

【セール期間】 2021年12月20日(月)~2022年1月31日(月)

【お買い上げ特典】 ・送料無料 ・プレゼントを予定しています。

※詳しくは、TOKONAME BRANDサイトにてご確認ください。

TOKONAME  
BRAND



## とこレク ～プロのワザ教えます～ 11月6日(土)・7日(日)

常滑YEGのブランディングにつなげることを目的として開催したとこレク ～プロのワザ教えます～。YEGメンバーが講師となり、地域の人たちに特技や知識を活かした魅力ある講座を企画しました。事前PRも委員会メンバーが協力して行ったことで、全18講座を実施し、132名の方々に参加いただきました。

### 講座一覧

- ①楽しく学びリサイクル ②自分でできる!失敗しない遺言書の残し方
- ③かんたんコーヒー教室 ④レッスン体験 気分はピアニスト
- ⑤クイックエステ セルフエステ ⑥売れるビジネス名刺の作り方
- ⑦社会保障と保険の仕組み
- ⑧大工道具の手入れ刃物研ぎ体験(予約なしでも体験できます)
- ⑨失敗しない【空き家】活用!解体! 相続! 相談会
- ⑩誰も言わない本音のお金の勉強会
- ⑪餅つき体験会 ⑫婚活を考える方必見!!今どきの結婚相談所とは?
- ⑬庭師が教えるロープワークと結び方
- ⑭クロス壁の塗り方!凸凹面でも真っ直ぐに線を出す方法
- ⑮誰でもかんたん!網戸の張り替え教えます
- ⑯なぜ葬儀をするの?～常滑の葬儀について～
- ⑰賢くお金を増やしたい方必見人生100年時代の資産形成
- ⑱優しいつまみ細工

各講座の様子をリアルタイムレポートでFacebook発信し、常滑YEGには魅力あふれる人材が揃っている様子を見ていただくことができました。

「またやってほしい」との声も多数あり、常滑YEGメンバーにも地域の方々にも喜んでいただけた事業となりました。



## 第33回 東海ブロック大会豊田大会参加 11月12日(金)

豊田市のスカイホールにて第33回 東海ブロック大会 豊田大会参加が行われました。『道 ひとつになり進め!この先の未来のために』をテーマに、記念式典・記念公演・文化会・大交流会が現地でリアル開催されました。人数制限を設けず対面開催するのは初の試みで、久々に他単会メンバーと顔を合わせることができました。12名のメンバーで豊田の地へ赴き、ブロック会長の熱いスピーチを聴き、こんな時代に「我々に何ができるのか」「我々は何をすべきなのか」を考えました。記念公演ではお笑いタレントの木村祐一氏が登壇しました。『木村祐一が歩いてきた道 笑いで繋がるパートナーシップ』と題して、今まで培ってきた洞察力やパートナーシップの講演をして頂きました。

SDGsに詳しい芸人のたかまつな氏とのトークセッションでは、SDGsについて中小企業で取り組める内容や、フードロス削減が役にたっているのか、また他の企業や単会と一緒に何かを取り組む時には何が必要になるかなどをセッションし、SDGsだけではなく各単会にも学びとなる内容となりました。

常滑YEGメンバー同士がともに学び、交流することで、より絆が深まった機会となりました。



- 12月17日 10:00-12:00 ◆金融相談(国民生活事業)  
12月17日 10:00-17:30 ◆事業承継個別相談会  
12月21日 10:00-16:00 ◆創業相談  
12月29日～1月3日 ◆商工会議所休館  
1月 7日 13:00-15:00 ◆創業相談  
1月 11日 10:00-12:00 ◆金融相談(中小企業事業)  
1月 13日 10:00-15:30 ◆専門家による個別経営相談会  
1月 18日 10:00-12:00 ◆法律相談  
1月 18日 10:00-12:00 ◆特許商標相談  
1月 21日 10:00-12:00 ◆金融相談(国民生活事業)  
1月 21日 10:00-12:00 ◆金融相談(愛知県信用保証協会)

## アフサ生命保険(株)生命保険料 控除証明の発行について

生命共済制度の生命保険料控除証明書は自動発行しておりません。必要なご加入者様は、お手数ですが、「アフサ生命保険(株)常滑駐在 (TEL: 0569-34-8882)」もしくは、「アフサ生命保険(株)知多営業所 (TEL: 0569-23-1021)」までご請求ください。

## 令和4年度健康診断予約受付を 開始いたします

令和4年4月～令和5年3月の健康診断予約の受付を開始いたします。

土曜日受診の希望者が多いため、ご予約はお早めをお願いします。

※令和5年1月中の1か月間は半田市医師会健康管理センターの施設移設のため、健康診断のご予約ができませんのでご注意ください。

- ・ 定期健診 7,425円 (税込み)
  - ・ 一般健診 (35～74歳) 7,169円 (税込み)
- その他オプション追加もできます。

わーくりい知多、中小企業共済にご加入の方は割引適用されますので、予約時にお知らせください。

健康診断のご連絡は下記まで。

常滑商工会議所 総務課 谷岡、阪上

TEL 0569-34-3200 FAX 0569-34-3223

地域経済発展の原動力は会員の皆さんです

## 新規会員募集中 2021年11月29日 常議員会で承認 ようこそ!新入会員さん!

|      |               |      |     |
|------|---------------|------|-----|
| 事業所名 | エフ・ティサービス株式会社 |      |     |
| 所在地  | 常滑市金山字前田103   | 事業内容 | 建築業 |

|      |            |      |     |
|------|------------|------|-----|
| 事業所名 | 食楽 たに川     |      |     |
| 所在地  | 常滑市字長間19-1 | 事業内容 | 飲食店 |

|      |            |      |     |
|------|------------|------|-----|
| 事業所名 | 中華そば いのうえ  |      |     |
| 所在地  | 常滑市原松町3-80 | 事業内容 | 飲食店 |

|      |                  |      |      |
|------|------------------|------|------|
| 事業所名 | tokorangi(トコランギ) |      |      |
| 所在地  | 常滑市原松町6-18       | 事業内容 | 宿泊施設 |

|      |            |      |     |
|------|------------|------|-----|
| 事業所名 | 三八食堂       |      |     |
| 所在地  | 常滑市樽水町2-38 | 事業内容 | 飲食店 |

|      |             |      |     |
|------|-------------|------|-----|
| 事業所名 | &coo.       |      |     |
| 所在地  | 常滑市多屋町1-208 | 事業内容 | 美容業 |

|      |                         |      |     |
|------|-------------------------|------|-----|
| 事業所名 | BARBARA COFFEE ROASTERS |      |     |
| 所在地  | 常滑市栄町6-208              | 事業内容 | 飲食店 |

|      |                                |     |              |
|------|--------------------------------|-----|--------------|
| 事業所名 | 株式会社 サンスタッフ                    |     |              |
| 所在地  | 刈谷市若松町1-95 名鉄刈谷ビル3F            |     |              |
| 電話番号 | 0566-24-0039                   | FAX | 0566-24-3434 |
| URL  | https://www.sunstaff.co.jp     |     |              |
| 事業内容 | 総合人材サービス、人材育成・緑化・IP(知的財産・特許)など |     |              |



当社は豊田自動織機グループの人材サービス会社です。知多地域密着で、人材派遣、人材紹介、業務請負など人材サービス事業を展開しています。「人材」に関するご相談は、0120-24-2708 サンスタッフまで。



### ★ 年末年始 休務のお知らせ ★

12月29日(水)～1月3日(月)

常滑商工会議所の業務をお休みさせていただきます。

1月4日(火)から通常の業務とさせていただきます。

みなさまよいお年をお迎えください。

## のぼり・のれん・提灯・タオル オリジナルTシャツ 他



お気軽にお問い合わせ下さい

常滑市小倉町7-41  
TEL 0569-44-1230  
FAX 0569-44-1220  
E-mail adflag@peace.ocn.ne.jp

**AD (有) アド・フラッグ**



外食産業の明日に貢献する——

有限会社

**コウセイ産業**

●業務用品総合販売

消毒用アルコール  
紙おしぼり・紙タオル  
トイレトペーパー・ポリ袋  
洗剤・固形燃料・割箸  
ビルメンテナンス用品  
乾物・食用油・缶詰

本社/〒479-0837

愛知県常滑市新開町1-82

TEL 0569-35-6734

FAX 0569-34-8124

何でも解決

### パソコンドクター

- 商品やお店をYouTubeで紹介
- リモート、テレワーク構築
- PC修理、バックアップ(OS含)
- インターネット、プリンタ設定

常滑市 北条 **ナゴヤインフォメーションシステム有限公司**  
TEL:0569-36-1617 携帯 090-8135-9626

## 総合看板 大型プリンター印刷

野外広告・LED電飾看板・交通標識・ステン文字他  
お気軽にご相談下さい

**東野工業社**

常滑市

TEL<0569>**42-1604**(代) FAX<0569>**43-6106**

## (国内外)特許・商標

～悩みは早期に解決し、前進しましょう！～

★常滑商工会議所にて、**無料相談開催中!**

奇数月(5月 7月 9月 11月 1月 3月)

第3火曜日10:00~12:00※要予約



**稲葉特許商標事務所**

INABA PATENT AND TRADEMARK OFFICE

常滑オフィス 常滑市新開町2-115 電話 **0569-35-2250**

安全・安心で信頼のトップブランドを目指しています



**名鉄知多タクシー**

**知多地域最大165両保有**

タクシーのご用命は

**☎(0569) 37-1112**

〈消防設備・防災設備・建築設備・放送設備等〉

**GD (株) 合同防災**

東海市浅山一丁目107番地

TEL (052) 601-3237

FAX (052) 601-0503

HP <http://goudoubousai.co.jp>

人と技術で 今日この街を守ります

経営者・従業員のための、あんしん補償!

入院1日 2万円 ◆ 経営者医療共済

通院1日 4,000円 ◆ 傷害共済

愛知県中小企業共済

検索



**中小企業共済**

愛知県中小企業共済協同組合

**☎ 0120-00-9967**



### 私たちが がいます!

資金繰り・経営のこと、  
一人で悩まず、まずはお電話ください。

**☎ 0120-454-754**

**AICHI GUARANTEE  
愛知県信用保証協会**  
中小企業の借入をサポートする公的機関です。

## ★ お知らせ ★

いつでもお気軽に来所ください。

常滑商工会議所では経営・労務・創業など  
に関する相談を常時、受け付けております。

その他、専門家による無料相談もおこなっ  
ております。